

資 料

ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳（１）

岩 志 和 一 郎
鈴 木 博 人
高 橋 由 紀 子

- I 邦訳にあたって
- II 「児童ならびに少年援助法」の概説
- III 条文訳

I 邦訳にあたって

本稿は、ドイツ連邦共和国の社会法典第 8 編（Sozialgesetzbuch Achtes Buch：SGBⅧ）「児童ならびに少年援助」Kinder- und Jugendhilfe）の諸規定を全訳したものである。次節概説でもふれているように、これらの諸規定は、1990年 6 月 26 日の「児童ならびに少年援助法の新たな規制に関する法律（児童ならびに少年援助法）Gesetz zur Neuordnung des Kinder- und Jugendhilferechts（Kinder- und Jugendhilfegesetz — KJHG）」（BGBl. 1990, I S. 1163）によって与えられたものである（1991年 1 月 1 日施行）。

本邦訳は、2001年 1 月 1 日現在のテキストを使用している。本法は施行以来、多くの改正を重ねてきている。そのうち、2001年 1 月 1 日までのとくに重要な改正は、次のとおりである。

- 1 1993年 2 月 16 日の「社会法典第 8 編の改正に関する第一法律」（BGBl. 1993 I, S. 239）による、第 85 条ないし 97 条 a を中心とした改正。
- 2 1995年 12 月 15 日の「社会法典第 8 編の改正に関する第二法律」（BGBl. 1995 I, S. 1775）による、第 24 条の改正。
- 3 1997 年から 1998 年にかけて行われた一連の民法典規定の改正法、すなわち、1997 年 12 月 4 日の「法定官庁保護の廃止と補佐の法の新設に関する法」（BGBl. 1997 I, S. 2846）、1997 年 12 月 16 日の「親子関係法の改正に関する法律」（BGBl. 1997 I, S. 2942）、1998 年 4 月 6 日の「未成年子の扶養法の統一

に関する法律」(BGBl. 1998 I, S.666)による, 第17条, 18条, 38条, 42条, 43条, 51ないし60条を中心とした改正。

- 4 1998年5月29日の「社会法典第11編およびその他の法律の改正に関する法律」(BGBl. 1998 I, S. 1188)による, 第78条aないし78条bを中心とした改正。

II 「児童ならびに少年援助法」の概説

1 「児童ならびに少年援助法」成立の背景

ヨーロッパ各国では, 子どもの権利条約の内容に合わせた親子法(民法)や児童福祉に関する法改正が行われているが, ドイツでは1990年に児童福祉法制(Jugendhilferecht)の大改正が行われ, 1991年から「児童ならびに少年援助法」(Kinder-und Jugendhilfegesetz, KJHGと略称される)が施行された。この法律は, 社会法典の第8編を構成している。

この改正の背景には, ドイツ社会と家族の大きな変化と, それに対応しなければならぬ少年援助実務の法的根拠の欠如があった。

ドイツ社会と家族の変化としては, まず, 出生率の低下と, それとあいまった一人っ子家庭の増加があげられる。これが児童の教育に与える影響として, 家庭や近隣では児童の社会化が十分に行えなくなったことが指摘された。さらに, 女性の就労が増加したための保育施設の不足, 離婚や非婚の母が増えた結果として単親家庭の増加, 高い失業率, 家族機能の全般的な低下, 外国人労働者家庭の増加などの問題が過去30年の間に生じた。

他方, これらの問題に対処するには, 市民の生活状況に密接に対応した相談業務と, きめの細かい援助サービスの提供が必要とされたが, 旧法(Jugendwohlfahrtsgesetz, JWGと略称される)は取締りや規制に重きを置く警察法的性格を持っていたため, 必要とされるサービスの根拠条文が十分でなく, 児童や家族のニーズに合った新しい法律がぜひとも必要とされた。

2 児童ならびに少年援助法(KJHG)の原則

(1) 憲法上の制約

ドイツの憲法である基本法はその第6条2項で, 「子の育成および教育は, 両親の自然の権利であり, かつ, 何よりもまず両親に課せられた義務である。そ

の実行に対しては、国家共同社会がこれを監視する」と規定し、子を育て教育する父母の優越的権利と自己責任を保障している。したがって、国家には、学校教育の領域以外では父母の教育権に競合する独自の教育権限はない。この制約の下では、少年援助は、配慮権のある父母の希望と合意に沿って、父母の教育責任を支援・強化するものとして機能し、父母を通り越して児童に直接働きかけることは許されない。

ただし、国家は親がその職務をきちんと果たすかどうかを監視する役割を与えられているので、児童の保護のために、民法の配慮権制限規定にもとづき裁判所の判断を通じて親の権利に介入することは認められている。例外的に裁判所の判断を通さずに、親の意思に反して児童を直接保護できるのは、KJHGの42条と43条による緊急一時保護だけである。

（２）ドイツの伝統的な少年援助の三原則の承継

1922年のライヒ少年福祉法以来、以下の三原則がドイツにおける少年援助法制の基本理念として発達してきた。これらはKJHGに受け継がれている。

① 自己の能力を発達させる青少年の権利の承認

KJHG 1条は、すべての若者に、自己の発達を促し、自己責任を負って社会で生活していける教育を受ける権利を認めている。そして、少年援助の義務として、この権利が実現されるよう若者の発達を助成し、彼らの福祉を守るために不利益や危険を除去し、親を支援し、若者とその家族のために積極的な生活条件と、彼らにやさしい環境の維持と創出に貢献することを定めている。しかし、この規定はプログラム規定であって、公法上の権利として児童自身に請求権を認めたものではないと解されている。

② 家族の教育的役割の優越性

児童は実親のもとで育つのがもっとも幸せであることを前提として、少年援助は家族機能の維持・強化・再生をめざして親への援助を行う。KJHGは従来の原則をさらに進めて、公的・少年援助機関である少年局は旧法におけるような介入権限を持った官庁ではなく、親とパートナー関係にあるべきだとする。親には、さまざまな少年援助団体の提供する施設やサービスから選択し、行われる援助について希望を述べる権利が認められている（KJHG 5条）。

③ 補充原則（助成原則）

児童の養育と教育は親の自己責任とイニシアティブに委ねられ、親との関係では国家は足りない部分を補充する任務を負うだけである。次に、民間の福祉団体との関係では、国家は民間の活動を助成し、国家と民間団体の活動が競合

する場合は民間団体の活動を妨げてはならない。ドイツでは伝統的に社会福祉活動は教会とその関連団体によって担われてきたために、それらの活動を損なわないよう国家は謙抑的になることが求められ、また、多様な民間団体によるサービス活動は、選択と希望の権利を実質的に保障することになる。

(3) KJHGに特徴的な原則

① 児童・少年の参加の権利と意見を聞いてもらう権利の承認

児童・少年には、それぞれの発達段階に応じて、自分に関する公的少年援助の決定に参加する権利が認められる。また、少年局に自分の意見を聞いてもらう権利もある。これに対し少年局には、緊急の場合には親に知らせることなく児童ならびに少年の相談に乗ることができる権限が与えられている。これらの権利は、子どもの権利条約12条2項の規定を考慮したものである。

② 介入より支援へ

旧法は、治安維持を重視した警察法的性格が強かったが、KJHGは給付に焦点を当てた予防法的性格へと転換した。したがって、少年援助法自体を根拠とする親の配慮権への介入が放棄された一方で、家庭支援のための相談業務の強化と給付の拡大が行われ、そのために必要とされる少年援助機関の専門性の確立が図られた。

③ 通所型サービスの重視

従来の施設入所型サービスに対し、より多様なサービスが可能な通所型のプログラムを用意し、児童を家庭にとどめる努力が続けられる。

④ 援助対象者の拡大

非行や家出、虐待やネグレクト、貧困などの養護問題を抱えた児童だけでなく、すべての児童・少年を法の対象とすることにより、少年援助を受けるステージマを払拭することをめざした。

さらに、特に自立が困難な27歳までの若い成人や、外国籍の児童に加えて、心的障害を持つ児童までもその対象に含めた。しかし、重い身体障害や知的障害をもつ児童の統合援助は従来通り、社会扶助法の対象である。

⑤ 特定の家族モデルの放棄

旧法は、父母と子からなるいわゆる完全家族を家族モデルとして想定していたが、KJHGは特定の家族モデルを持つことを放棄した。

⑥ 個人情報の保護

社会福祉の他の領域で命じられているのと同じ個人情報の保護が少年援助法にも導入された。

3 公的少年援助を管轄する行政機関

少年援助の任務は、児童・少年たちとその家族のために援助サービスを提供することと、行政機関としてその他の任務を行う（後述 4、5 を参照）ことである。そして公的少年援助の全責任を負うのは、郡、あるいは郡に属さない大都市である。これらの自治体は、KJHG の定める任務を行わせるためにそれぞれ少年局（Jugendamt）を設置しなければならない。これらの上級機関として州レベルでは州少年局が設置され、少年局の任務の遂行を補充したり、各少年局間の調整を行う。

公的少年援助の担体である自治体は、管轄内の施設やサービスの現況を確認し、利用者の希望、ニーズ、利益を調査し、それらを満たすために必要な措置を時宜にかなうように計画しなければならない。この計画策定には、早い時期から民間の少年援助団体を参加させなければならない。

4 少年援助サービスの類型

少年援助サービスは、親または児童・少年自身の請求にもとづいて付与される純粋に社会法上の給付であり、その性格にしたがって以下の 4 類型に分けられる。

（１）少年事業、少年社会事業、教育的な児童ならびに少年保護のサービス提供

スポーツ、遊び、レクリエーション、文化的催し、環境教育や健康教育など学校教育以外のあらゆる青少年育成事業、民間の青少年団体の助成、義務教育を終了していない青少年や若年失業者のための再教育や職業教育のアレンジなどが含まれる。

この領域でのサービス提供は、親の配慮権の内容と抵触しないので直接若者たちに向けられる。

（２）家庭内における教育の助成のためのサービス提供

児童をできるだけ出生家族のもとにとどめるための家庭支援給付である。家庭での紛争や家庭が直面する問題に相談サービスを提供して、児童のニーズに最も合った解決方法を探ろうとする。具体的には、父母間の紛争の仲裁、父母の別居や離婚に際しての子の配慮の取り決めや、新しい事態にうまく適応できるように親子関係の新秩序作りへの手助け、妊娠・妊娠中絶の相談、6 歳以下の幼い子を抱えた単親家庭への宿舍と世話の提供、親の失業問題や住宅問題に

についての相談などがある。

(3) 昼間の保育サービス

保育園、幼稚園、個人の保育者、学童保育などの施設や制度を利用する児童の助成を目的とする。ドイツ国内を二分する大論争を経ての1992年の法改正により、1996年からは満3歳以上学齢に達するまでの児童には幼稚園（保育園を含む）入園の権利が認められたが、ドイツでは以前から保育施設の不足が指摘されており、現実には整備が追いついていない。

(4) 教育援助給付ならびに心的障害を有する児童・少年に対する給付

教育援助は、伝統的にドイツの少年援助の中心であった。この類型の援助は、家庭で児童の福祉に合致する教育が保障されない場合で、援助がその児童の発達のために適切かつ必要ならば、親の請求にしたがって開始される。

しかし、現実には、親による虐待やネグレクト、親が精神病などのケースでは親自身が援助を請求することではなく、少年局の説得も拒否されることが多い。憲法上の制約から、そのような場合でも少年局は直接児童に援助を行うことはできず、児童自身に教育援助給付の請求権もない。最終的には、少年局が父母の配慮権の一部制限あるいは包括的剥奪を裁判所に申し立てることになる。この手続はドイツ民法1666条を根拠とするが、児童の福祉の保護を目的とした柔軟な規定のために、日本に比べるとはるかに頻繁に利用され効果をあげている。

児童が親から分離され、養育家庭やホームで暮らすことになるとその児童の配慮権を誰がどの範囲でどう行使するかという困難な問題が生じる。ドイツ民法第1688条はこのような場合の配慮権行使についての規定であるが、配慮権者と児童の養育にあたる者との間で配慮権行使について争いが生じたときには少年局が調整にあたることがKJHGで定められている。

給付の形態としては、教育相談、ソーシャルグループワーク、通所による養護、社会的困難を抱える家族を集中的に社会教育学的手法で援助する方法など児童を親元にとどめたままの援助と、養育家庭委託や施設養護など親子分離をする援助、さらに、反社会的あるいは非社会的行動をする年長少年や若い成人たちのための長期的かつ集中的な個人的ケアがある。

また、心的障害を有する児童・少年の統合援助もここに含まれる。

5 少年局の行政機関としての任務

少年局は、さまざまな援助サービスを提供するほかに、純粋な行政機関としての任務も果たさなければならない。児童の緊急一時保護、児童の配慮に関す

る手続きや養子縁組手続きで専門機関として意見を述べる裁判手続きへの協力、児童の保育や養育を引き受ける家庭や施設の立ち入り調査、許可、許可の取消し、官庁後見や官庁保護の引き受けなどである。

養子縁組斡旋の任務についてはKJHGの中には規定されていないが、これも少年局の重要な職務の一つである。

（本稿は、高橋由紀子「ドイツの児童福祉」『児童福祉 社会福祉士を目指す人のために』鈴木陽子編、八千代出版社（2001年）をもとに執筆したものである。）

Ⅲ 条文訳

社会法典第8編 児童ならびに少年援助

第1章 総 則

第1条（教育の権利、親の責任、少年援助）

- (1) 若者はすべて、自己責任と社会生活を行う能力を備えた人になるために、自己の発達に対する助成と教育を受ける権利を有する。
- (2) 子の養育と教育は、親の自然の権利であり、また何よりも親に課された義務である。親の行動については、国家共同体が監視する。
- (3) 第1項の権利を実現するため、少年援助はとくに、次のことを行うものとする。
 - 1 若者の個人的ならびに社会的発達を助成し、また不利益の回避もしくは除去に尽力する。

2 教育について、父母およびその他の教育権者に助言を与え、支援する。

3 児童ならびに少年を、その福祉に対する危険から保護する。

4 若者およびその家族に好ましい生活条件ならびに児童および家族にとって好意的な環境の維持もしくは創設に尽力する。

第2条（少年援助の任務）

(1) 少年援助は、若者および家族のための給付およびその他の任務を内容とする。

(2) 少年援助の給付とは、次のとおりである。

- 1 少年事業、少年社会事業、教育的

- な児童ならびに少年保護のサービスの提供（第11条ないし14条）
- 2 家庭内における教育の助成のためのサービスの提供（第16条ないし21条）
- 3 昼間保育施設および昼間保育者の下にいる児童の助成のためのサービスの提供（第22条ないし25条）
- 4 教育援助ならびに補足的諸給付（第27条ないし35条、36、37、39、40条）
- 5 心的障害を有する児童ならびに少年に対する援助および補足的諸給付（第35条aないし37条、39、40条）
- 6 若年成年者に対する援助ならびに援助終了後の世話（第41条）
- (3) 少年援助のその他の任務とは、次のとおりである。
 - 1 児童ならびに少年の緊急一時保護（第42条）
 - 2 身上配慮権者の同意無しで行う児童または少年の連れ出し（第43条）
 - 3 養育委託の許可の付与、撤回ならびに取消（第44条）
 - 4 施設経営の許可の付与、撤回ならびに取消、および事後的諸義務の賦課ならびに事後的諸義務に関連する諸任務（第45条ないし47条、48条a）
 - 5 活動の禁止（第48条、48条a）
 - 6 後見裁判所および家庭裁判所の手続への協力（第50条）
 - 7 養子縁組手続における助言と教示（第51条）
 - 8 少年裁判所法による手続への参加（第52条）
 - 9 父性確認および扶養請求権の主張の際の母への助言と支援、および保護人ならびに後見人への助言と支援（第52条a、53条）

- 10 団体後見の引き受けのための許可の付与、撤回ならびに取消（第54条）
- 11 少年局の補佐、官庁保護、官庁後見ならびに後見監督（第55条ないし58条）
- 12 証書作成および認証（第59条）
- 13 執行力ある証書の作成（第60条）

第3条（民間の少年援助と公的少年援助）

- (1) 少年援助は、種々の価値観を有する担体の多様性と、内容、方法ならびに活動形態の多様性を特徴とする。
- (2) 少年援助の給付は、民間の少年援助の担体と公的少年援助の担体によって提供される。本編によって創設される給付義務は、公的少年援助の担体に向けられたものである。
- (3) 少年援助のその他の任務は、公的少年援助の担体によって引き受けられる。明文の定めがある場合に限り、民間の少年援助の担体はこれらの任務を引き受け、またはその実行を委託されることができる。

第4条（公的少年援助と民間の少年援助の協力）

- (1) 公的少年援助は、若者およびその家族の福祉のために、民間の少年援助とパートナーとして協力するものとする。その際、公的少年援助は、目的設定および任務の遂行ならびに組織構造の形成に関する民間の少年援助の独立を尊重しなければならない。
- (2) 民間の少年援助の承認された担体によって、適当な施設、サービスおよび行事が営まれ、または適時に準備される可能性がある場合に限り、公的少年援助は自らの措置を見合わせなければならない。
- (3) 公的少年援助は、本編の定めると

ころに従って民間の少年援助を助成し、またその際、様々な形態の自助を強化しなければならない。

第5条（希望権および選択権）

- (1) 給付受給権者は、様々な担体の施設およびサービスの中から選択し、援助の具体化について希望を述べる権利を有する。給付受給権者は、この権利があることを教示されなければならない。
- (2) 選択と希望は、それが不相当に過度の支出を伴わない限りは、かなえられなければならない。給付受給権者が、施設において第78条 a 所掲の給付の一つの提供を希望するが、その施設の担体と第78条 b による合意をしていないときは、その選択は、当該施設における給付の提供が個別事例において、または援助計画（第36条）に従って必要である場合に限り、かなえられなければならない。

第6条（適用領域）

- (1) 本編の諸給付は、国内に現実に滞在所を有する若者、児童ならびに少年の母、父および身上配慮権者に与えられる。その他の諸任務の履行については、第1文の規定が準用される。
- (2) 外国人は、その者が合法的に、または外国民法上の黙認によって、国内に通常の滞在所を有するときに限り、本編の諸給付を請求することができる。
- (3) ドイツ国民は、その者が外国に滞在所を有している場合にも、当該外国から援助を受けていない限りは、本編の諸給付を与えられることができる。
- (4) 超国家的な法ならびに国際間の法の規定は、影響を受けない。

第7条（概念規定）

- (1) 本編においては、次の通り定義する。
 - 1 児童とは、本条第2項ないし第4条に別段の定めがない限り、満14歳未満の者をいう。
 - 2 少年とは、満14歳以上、満18歳未満の者をいう。
 - 3 若年成年者とは、満18歳以上、満27歳未満の者をいう。
 - 4 若者とは、満27歳未満の者をいう。
 - 5 身上配慮権者とは、民法典の規定に従って単独または他の者と共同で、身上配慮を有する者をいう。
 - 6 教育権者とは、身上配慮権者および身上配慮権者以外の者で、身上配慮権者との合意に基づいて、単に一時的にではなく、また単に個別の事務のためだけにではなく、身上配慮の任務にあたる満18歳以上の者すべてをいう。

- (2) 第1条2項にいう子とは、満18歳未満の者をいう。
- (3) 廃止
- (4) 養子縁組に関する本編の規定は、満18歳未満の者に限って適用される。

第8条（児童ならびに少年の参加）

- (1) 児童ならびに少年は、その発達の段階に応じ、自己に関するすべての公的少年援助の決定に参加させられなければならない。児童ならびに少年は、行政手続および家庭裁判所、後見裁判所ならびに行政裁判所の手続における自己の諸権利について、適切な方法で教示されなければならない。
- (2) 児童ならびに少年は、すべての教育および発達の事項について、少年局に相談する権利を有する。

- (3) 児童ならびに少年は、緊急状態ならびに紛争状態のために助言を必要とするときは、身上配慮権者への通知によって助言の目的が達せられない場合限り、身上配慮権者に知られることなく助言を受けることができる。

第9条（教育の基本方針，少女と少年の同権）

給付の整備と任務の履行にあたっては，次のことが求められる。

- 1 身上配慮権者によって定められた教育の基本方針を尊重し，また宗教教育の決定に関する身上配慮権者ならびに児童もしくは少年の権利を尊重すること。
- 2 児童もしくは少年の，自立的，かつ責任を意識した行動がとれるための能力の増大と欲求の増大を考慮し，また若者ならびにその家族の特別の社会的，文化的必要と特性を考慮すること。

- 3 少女と少年の生活状況の差異を考慮し，不利益的取扱を撤廃し，また少女と少年の同権を促進すること。

第10条（本法以外の給付および義務との関係）

- (1) 他の者の義務，とりわけ扶養義務者または他の社会給付の担体の義務は，本編によって影響を受けない。他の者による給付は，本編にそれに相応する給付が規定されていることを理由に，拒まれてはならない。
- (2) 本編の給付は，連邦社会扶助法の給付に優先する。身体的もしくは知的障害を負った若者，またはそのような障害のおそれがある若者に対する連邦社会扶助法の統合援助措置は，本編の給付に優先する。州法は，他の給付担体に優先して，障害の種類を問わず，児童に対する早期助成措置を与えることを規定することができる。

第2章 少年援助の給付

第1節 少年事業，少年社会事業，教育的な児童ならびに少年保護

第11条（少年事業）

- (1) 若者には，その発達の助成のために必要な少年事業の提供がなされなければならない。少年事業の提供は，若者の利益を端緒とし，若者によって共同決定され，かつ共同形成されなければならない。若者に自己決定の能力を備えさせ，社会的共同責任と社会参加を促し，導かなければならない。
- (2) 少年事業は，少年の団体，グループおよび活動体によって，またその他の少年事業の担体および公的少年援助

の担体によって提供される。少年事業は，参加者を特定したサービスの提供，一般参加の少年事業および公共団体主導のサービスの提供を含む。

- (3) 少年事業の重点項目は次のとおりである。
 - 1 一般的，政治的，社会的，保健的，文化的，博物学的ならびに技術的な教養形成を伴った学校外少年教育
 - 2 スポーツ，遊戯ならびに社交に関する少年事業

3 職場，学校ならびに家庭に関する
少年事業

4 国際的的少年事業

5 児童ならびに少年のリクリエーシ
ョン

6 少年相談

- (4) 少年事業の提供は，満27歳に達した者も，相当の範囲で含めることができる。

第12条（少年団体の助成）

- (1) 少年団体ならびに少年グループが自己の責任で行う活動は，第74条の定めるところに従い，それら団体ならびにグループの規約に則した固有の活動の保障の下に，助成されなければならない。
- (2) 少年団体ならびに少年グループにおいては，若者が自ら少年事業を企画し，共同して具体化し，かつ共同して責任を負う。少年団体ならびに少年グループの事業は，継続的なものとして設定され，かつ原則として自己の構成員向けとされるが，構成員ではない若者に向けられることもできる。少年団体ならびにその連合を通じて，若者の願望と利益が表明され，また主張される。

第13条（少年社会事業）

- (1) 社会的な不利益の調整または個人的な障害の克服のために高度に支援を与えられなければならない若者に対しては，学校教育ならびに職業教育，職場への順応および社会への統合を助成するため，少年援助の枠内で，社会教育学的援助が提供されるものとする。
- (2) 前項の若者の教育が他の担体およ

び機関の措置ならびにプログラムによって確保されない場合に限り，これらの若者の能力と発達状態を考慮に入れた，適切で社会教育学的な視点を伴った教育および就労措置が提供されることができる。

- (3) 若者に対しては，学校教育措置もしくは職業教育措置に参加している間，または職業への順応に際して，社会教育学的な視点を伴った居住形式の宿舍が提供されることができる。この場合には，当該若者の必要的扶養も保障されなければならない，また第40条の定めるところに従い，疾病援助が給付されるものとする。

- (4) 本条のサービス提供は，学校当局，連邦雇用庁，企業内教育ならびに企業外教育の担体，および就労提供の担体の措置と調整されるものとする。

第14条（教育的な児童ならびに少年保護）

- (1) 若者および教育権者に対しては，教育的な児童ならびに少年保護のサービスが提供されるものとする。
- (2) 前項の措置により，次のことが行われるものとする。
- 1 若者に危険な影響から自らを守る能力を与え，批判能力，決定能力および自己責任をつけさせ，また同胞に対する責任をつけさせること。
 - 2 親およびその他の教育権者の，児童ならびに少年を危険な影響から守る能力を高めること。

第15条（州法の留保）

本節に規定された任務ならびに給付の内容と範囲の詳細は，州法が定める。

第2節 家庭内教育の助成

第16条（家庭内教育の一般的助成）

(1) 母，父，その他の教育権者および若者には，家庭内教育の一般的助成の給付が提供されるものとする。この給付は，母，父およびその他の教育権者が，自己の教育責任をより良く果たすことができるために役立つものでなければならない。

(2) 家庭内教育助成のための給付は，とくに次のとおりである。

1 様々な生活状態と教育状況にある家族の必要，利益ならびに経験に応じて，家族に教育施設での協力および自助や近隣間での互助という形で協力の能力を高めさせ，また若者に婚姻，パートナー関係ならびに子との共同生活への準備をさせる，家族教育の提供。

2 若者の教育と発達の一般的問題に関する相談の提供。

3 とりわけ困難な状況にある家庭への余暇および保養サービスの提供。必要があれば子の教育的世話を含む。

(3) 本条の任務の内容と範囲の詳細は，州法が定める。

第17条（パートナー関係，別居ならびに離婚の諸問題に関する助言）

(1) 母および父は，児童もしくは少年に対して配慮義務を負い，または現実には，少年援助の枠の中で，パートナー関係の諸問題に関する助言を求める権利を有する。助言は次の事項を援助するものとする。

1 家庭内でのパートナー的共同生活を築くこと。

2 家庭内での衝突と危機を克服すること。

3 別居もしくは離婚の場合に，児童もしくは少年の福祉に役立つように親の責任を果たすための条件を創設すること。

(2) 別居もしくは離婚の場合に，父母は，当該児童もしくは少年の適切な参加のもとで，親の配慮を実行するための合意案を作成することについて，支援されなければならない。なお，この案は，別居もしくは離婚後の親の配慮に関する裁判官の決定の基礎として役立てることもできる。

(3) 裁判所は，共同の未成年の子がいる場合の離婚事件の係属（民事訴訟法第622条2項1文），および当事者の氏名ならびに住所を少年局に通知し，それによって少年局は親に第2項の少年援助の給付の提供について教示する。

第18条（身上配慮の行使の際の助言と支援）

(1) 単独で児童もしくは少年に対して配慮義務を負い，または現実には，児童もしくは少年の扶養請求権または扶養代償請求権の主張を含む身上配慮の行使に際して，助言と支援を求める権利を有する。

(2) 民法典第1626条aによって親の配慮を有する母は，同1615条1の扶養請求権を主張するに際して，助言と支援を求める権利を有する。

(3) 児童ならびに少年は，民法典第1684条1項の交流権の行使に際して，助言と支援を求める権利を有する。児

童ならびに少年は、同1684条ならびに1685条の定めに従って自分との交流について権利を有する者が自分の福祉のために交流権を行使することについて、支援されるものとする。親、その他の交流権者ならびに子を手もとに置いている者は、交流権の行使に際して助言と支援を求める権利を有する。子の個人的生活状況に関する情報を求める権限、交流接触の設定、裁判もしくは合意による交流の取決めの実行に関しては、仲介が行われ、また相当な場合には介添えが行われるものとする。

- (4) 若年成年者は、満21歳に達するまで、扶養請求権または扶養代償請求権の主張に際して、助言と支援を求める権利を有する。

第19条（母と子または父と子のための共同居住施設）

- (1) 単独で満6歳未満の子に対して配慮義務を負う母もしくは父は、適切な居住施設において子とともに世話されるものとする。ただし、自らの人格を発達させるために、子の養育と教育に関するこの形式での支援を必要とするときに限る。この世話は、母または父が単独で配慮義務を負っている限りにおいて、満6歳以上の兄姉をも含む。妊娠中の女子は、子の出生前においても居住施設において世話されることができる。
- (2) この間に、母または父が学校教育もしくは職業教育を受け始め、または継続し、あるいは職業活動を開始することが目指されなければならない。
- (3) 本条の給付は、世話を受ける者の必要的扶養および第40条の定めに従った疾病援助も含むものとする。

第20条（緊急状態にある子の世話と面倒

見）

- (1) 主として子の世話を引き受けていた親の一方が健康上の理由またはその他のやむをえない理由によってその任務を果たすことができないときは、次の場合において、親の他方は、その家庭で生活している子の世話と面倒見について支援されるものとする。

- 1 親の他方が、職業上の理由で不在であるために、その任務を果たすことのできる状態にない場合
- 2 子の福祉を保障するために援助が必要とされる場合
- 3 昼間保育施設または昼間保育者の下にいる子の助成の提供が不十分である場合

- (2) 単独で教育に当たっている親の一方もしくは双方が健康上の理由またはその他のやむをえない理由によってその任務を果たすことができないときは、第1項3号の要件の下で、子の福祉のために必要である場合に、かつその限りで、子は父母の家庭において面倒を見られ、また世話されるものとする。

第21条（就学義務の履行のための必要的収容に関する支援）

身上配慮権者がその職業活動の関係で恒常的に居所を移転するために、児童もしくは少年の就学義務の履行を確保することができず、そのために別に児童もしくは少年を託置する必要があるときは、身上配慮権者は助言と支援を求める権利を有する。相当な場合において、必要的扶養を含む児童もしくは少年のために適切な居住施設への託置の費用と疾病援助は、第91条ないし93条の定めに従い、児童もしくは少年ならびにその親に対し、その収入および財産に照らして負担を期

待できないときには、かつその限りで、引き受けてもらうことができる。前文の費用は、開始された学校教育が継続して

いる限り、義務教育年齢を超えても、最長満21歳に至るまで引き受けてもらうことができる。

第3節 昼間保育施設と昼間保育者のもとにいる児童の助成

第22条（昼間保育施設にいる子の助成原則）

- (1) 児童が昼間の一定時間、あるいは朝から夕方まで過ごす幼稚園、学童保育所、ならびに他の施設（昼間保育施設）においては、自己責任と社会共同生活を行う能力を備えた人に児童が発達するように助成されるものとする。
- (2) この任務は、児童の世話、人間形成ならびに教育を内容とする。給付の提供は、教育学的にも組織的にも児童とその家族の必要に合わせるものとする。
- (3) 任務を遂行するにあたって、施設で働く専門職およびその他の職員は、児童の福祉のために教育権者と協力するものとする。教育権者は、昼間保育施設の重要事項の決定に参加することができる。

第23条（昼間保育）

- (1) 児童、とりわけ乳幼児の発達を助成するために、昼間の一定時間あるいは朝から夕方まで、自己または身上配慮権者の家庭で児童を世話する者も仲介されることができる（昼間保育者）。
- (2) 昼間保育者と身上配慮権者は児童の福祉のために協力するものとする。これらの者は、昼間保育に関するあらゆる問題で助言を求める権利を有する。
- (3) 適切な昼間保育者が仲介され、昼間保育者のもとにいる児童の助成がそ

の児童の福祉のために適切かつ必要であるときは、教育費を含む経費がこの保育者に対して補償されるものとする。児童の福祉にとって昼間保育が適切かつ必要であること、および身上配慮権者が自ら見つけた保育者の適性を少年局が確認したときも、教育費を含む経費は補償されるものとする。

- (4) 昼間保育者たちの連合は助言を与えられ、また支援されるものとする。

第24条（昼間保育施設における助成サービス提供の形成）

児童は満3歳に達したときから学齢に達するまで、幼稚園に入園する権利を有する。3歳未満の児童と学齢期の児童のために、必要に応じて昼間保育施設での保育が提供されなければならない。公的少年援助の担体は、必要に応じた全日保育のサービスが利用されるよう努めなければならない。

第24条 a（幼稚園入園の権利に対する経過規定）

- (1) ある州で1996年1月1日までに、第24条1文の法的権利を充足するために必要なサービス提供が保障できないときは、次の諸規定が適用される。
- (2) 州法は、遅くとも1996年8月1日までのある共通の時点を確認し、その日までに満3歳に達した児童の権利はその確定した時点から存在すると規定することができる。
- (3) 州法は、1996年8月1日から1998

年12月31日までの期間は、第24条1文の法的権利をまだ実現することのできない地域の担体に、申立にもとづき、その管轄内で幼稚園入園の法的権利が発生する共通の時点を確認する権限を与える規定を置くことができる。これらの時点は、最高で6ヶ月、そして1998年には最高で4ヶ月の差があつてよい。この権限の要件は、地域の担体があらかじめ少年援助計画の中で、なお存在する供給の不足を確認し、第24条1文の法的権利の充足を遅くとも1998年12月31日までのできるだけ早い時点までに保障するサービスを実現するために拘束力ある段階的計画を決議したことである。

(4) 州法はまた、権利が第2項および第3項の範囲内で、1998年12月31日まで、他の適切な助成サービスによっても充足されることができると定めることができる。

(5) 第2項から第4項の州法の規定が

存在するときに、地域の少年援助担体は、拒絶が児童やその親にとって特別な過酷を意味する場合には、それぞれの共通の時点の前でも児童は満3歳に達したときから、幼稚園保育ないしは他の適切な助成サービス提供を受けることを、第79条の保障義務の範囲内で確保しなければならない。

第25条（自主的に企画された児童の助成の支援）

児童の助成を自ら企画することを望む母、父ならびにその他の教育権者は、助言を与えられ、また支援されるものとする。

第26条（州法による留保）

本節に規定された任務ならびに給付の内容と範囲の詳細は、州法が定める。1990年12月31日の時点で有効な、幼稚園制度を教育の領域に含める州法の規定は影響を受けない。

（未完）

岩志和一郎（いわし わいちろう）早稲田大学法学部教授

鈴木博人（すずき ひろと）中央大学法学部教授

高橋由紀子（たかはし ゆきこ）帝京平成大学情報学部助教授